慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	犯罪被害者補償制度に関する研究 (一) : 香港における犯罪被害補償制度の概要と運用状況
Sub Title	A comparative study on victim compensation (1) : criminal injuries compensation scheme in Hong Kong
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.5 (2001. 5) ,p.1- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010528-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

犯罪被害者補償制度に関する研究（一）

――香港における犯罪被害補償制度の概要と運用状況――

太田達也

一　はじめに
二　香港における犯罪被害補償制度の概要と運用状況……（以上、本号）
三　改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題
四　小括……（以上、七四巻六号）

一　はじめに

我が国では、一九八〇年に犯罪被害者等給付金支給法が成立し、翌年一月一日から犯罪被害者等給付金支給制度――以下、犯給制度という――が施行されている。欧米に多少の遅れをとることはあったものの、犯罪の被害者や遺族に対する給付金の制度が我が国において実現したことは極めて意義深いことであり、また施行以来、同制度は概ね良好に運用されてきていると評価し得る。しかし、給付の対象となる身体的被害の要件が厳しかったうえ、法施行二〇年を経過し、制度の当初の目的は一応達成されたことから、警察庁において改正作業が進めら

れていたところ、二〇〇一年四月五日、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律が国会を通過し、法律名も新たな「犯罪被害者等給付金支給等に関する法律」が成立するに至った。[1]

今回の改正は、障害給付金の対象拡大や重傷病給付金の創設など給付金制度自体の改革を第一の目的とするものであるが、それに止まることなく、さらには警察の被害者に対する援助努力義務を明文で規定するとともに、一定の要件を備えた法人を犯罪被害者等早期援助団体として指定し、警察など関係機関との連携・調和を図りながら、より充実した被害者支援を行うための体制づくりを目指すものである。そうした意味で、今回の改正は、同法を従来の経済的支援を越えた総合的な被害者支援法へと発展させるものであって、大いに評価することができる。

しかし、これで犯給制度の問題が全て解消されたわけではない。法改正の提言を行った「犯罪被害者支援に関する検討会」の提言でも幾つかの事項を中長期的に検討すべき課題として掲げており、[2]これらを含め、今後、更なる検討を要する課題も少なくない。

ところで、犯給制度の導入にあたっては、先行する欧米の制度が比較検討され、また今日に至っても、諸外国の動向が逐次紹介されている。[3]日本の制度との比較検討にあたっては、背景となる司法、福祉、医療制度の相違などに対する慎重な配慮が必要ながらも、これら欧米の知見をも参考にすべきことは勿論である。これに対し、アジア諸国では、国家財政上の問題もあり、長年、被害者補償制度の実現は困難とされてきた。[4]しかし、日本に続き、韓国が一九八七年に犯罪被害者救助法を制定しているほか、[5]九〇年代に入ってからはフィリピン[6]や台湾[7]で被害者補償制度が実現し、現在は、インドやタイで制度化の準備が進められている。[8]

そのなかにあって、香港は、アジアで最も早い一九七三年に被害者補償制度を実現した地域として注目される。当時、イギリスの統治下にあった香港が、母国の影響を受けるなかで制度化に漕ぎ着けたことは想像に難くない。

しかし、香港の被害者補償制度は、創設以後、独自の発展を遂げてきており、そのなかには興味深い内容も見られる。残念ながら、日本ではアジアの司法制度に対する関心が低く、香港の被害者支援制度に対しても関心が寄せられることは殆どなかったが、香港では、被害者補償制度はもとより、近年は、被害者憲章[9]を策定するなど、様々な被害者支援の施策が展開されており、その動向に注目していく必要がある[10]。また、アジア間の人的交流が深まるなか、地域の犯罪被害者補償制度の内容を知ることは、在外邦人や日本の在留外国人に対する被害者支援問題を考えるうえでも意義がある。そこで、本稿では、香港の被害者補償制度である犯罪及び法執行被害補償制度の概要と運用状況を、裁定機関の報告書[11]と現地調査結果に基づいて紹介し、最後に、日本の犯給制度に対し幾つかの提言を試みたい。

なお、香港は、一九九七年七月一日にイギリスより中国に復帰している。しかし、一九九〇年に制定された香港特別行政区基本法[12]により、今後五〇年間は一国二体制が維持されることになっている（同前文・第五条）。法令も、基本法に抵触しない限り、従来のものが適用されるが、中国復帰後は、香港特別行政区の立法府による改正の対象となり得る（第八条・第一八条第一文）。新たに法令を制定する場合、その内容は基本法に抵触するものであってはならず（第一一条第二文）、全国人民代表大会の下に置かれた委員会により、制定された法令が基本法に反するとの判断がなされた場合、当該法令は無効となる（第一七条）。また、中国の法令は、基本法の附表で指定された一定のもの以外は、香港特別行政地区には適用されない（第一八条第二文）。一方、香港特別行政区にも独立した司法権が認められている（第二条・第一九条・第八〇条）。

（1）　立法作業の経緯については、安田貴彦「犯罪被害給付制度の現状と課題」警察学論集五三巻一〇号（二〇〇〇）一頁以下参照。

（2）　犯罪被害者支援に関する検討会『犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言』（二〇〇〇）七―一〇

頁。

（3） 大谷實＝宮澤浩一編『犯罪被害者補償制度』成文堂（一九七六）を始め、海外の被害者補償制度を紹介した論稿は多数に上るが、主要国における近時の状況をまとめたものとして、被害者支援研究会『平成一一年度犯罪被害者対策に関する調査研究報告書』（二〇〇〇）と法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告九　諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』（二〇〇〇）を掲げておく。

（4） 被害者補償制度に対するアジア各国の消極的態度の背景として、拙稿「アジアの被害者学序論」被害者学研究五号（一九九五）二五頁。

（5） 一九八七年一一月二八日法律第三九六九号。同法に関する韓国語の論文は枚挙に遑がないが、邦文のものとして、趙均錫「韓国の被害者救助制度の概要と運用状況について」被害者学研究三号（一九九四）三頁以下と朴光燮「韓国の犯罪被害者救助法に関する研究」被害者学研究五号（一九九五）三一頁以下がある。なお、同法の邦訳が、法務総合研究所編『法務総合研究所研究部資料四二　大韓民国の刑法、刑事訴訟法及び保護観察等に関する法律等』（一九九七）一八七頁以下にある。

（6） An Act Creating a Board of Claims under the Department of Justice for Victims of Unjust Imprisonment or Detention and Victims of Violent Crimes and for Other Purposes (Republic Act No. 7309).

（7） 犯罪被害人保護法（中華民国八七年五月二七日華總㈠義字第八七〇〇一〇四五〇〇號令）。同法については、拙稿「台湾における犯罪被害者保護法」捜査研究五六六号（一九九八）七四頁以下、陳慈幸「台湾犯罪被害者保護の実態及び犯罪被害者保護法施行状態に関して」警察政策学会資料一一号（二〇〇〇）、拙稿「台湾の犯罪被害者補償制度〜犯罪被害者保護法の運用状況〜」法律のひろば五四巻六号（二〇〇一予定）を参照されたい。

（8） 拙稿「第一二回国際犯罪学会ソウル大会―アジアの被害者政策―」罪と罰三六巻二号（一九九九）二三頁以下。アジア全般における被害者補償制度の動向については、拙稿「被害者支援を巡るアジアの最新事情」大谷實ほか編『宮澤浩一先生古稀記念論文集第一巻　犯罪被害者論の新動向』（二〇〇〇）三六三―三七二頁。

（9） Legal Department, Victim's Charter (1996).

（10） 香港の被害者補償制度や被害者支援政策に言及したものとして、拙稿「第八回国際被害者学シンポジウム―アジ

アの視点―」罪と罰三二巻二号（一九九五）三一頁、拙稿「アジアの被害者政策」諸澤英道編『現代のエスプリ犯罪被害者―その権利と対策』至文堂（一九九五）二三五頁、拙稿「犯罪被害者の権利―香港」法律時報七一巻一〇号（一九九九）七六―七七頁、拙稿・前掲注（8）三六三―三七三頁、三七九―三八一頁、三九七―三九九頁、四〇一―四〇二頁、四一六―四一八頁。

(11) 裁定機関である犯罪及び法執行被害補償委員会は、制度が発足した翌年の一九七四年から毎年、報告書を作成・公表している。報告書の名称が長いため、本稿では、CLEIC Boards, 27th Annual Report (2000) といった形で引用する。

(12) The Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China, adopted at the Third Session of the Seventh National People's Congress on 4 April 1990. 香港の基本法については、Yash Ghai, Hong Kong New Constitutional Order: The Resumption of Chinese Sovereignty and the Basic Law (2nd ed. 1999) に詳しい。

二　香港における犯罪被害補償制度の概要と運用状況

香港の犯罪及び法執行被害補償制度（Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Scheme, 暴力及執法傷亡賠償計劃）が導入されたのは一九七三年五月二三日のことである。当時、アジアで被害者補償制度を実現していた国はなく、そのなかで、香港が被害者補償制度の創設に踏み切ったのは、香港が被害者先進国たるイギリスの統治下にあったからに他ならない。

この犯罪及び法執行被害補償制度も、かつてのイギリス同様、法律上の根拠を有さない行政上の制度である。制度の運営は、犯罪及び法執行被害補償制度運営文書（Administrative Document of the Scheme）――以下、規則と称する――と呼ばれる行政指針に基づいて行われている。

なお、本制度の名称には、英語の“compensation”が用いられ、また、中国語では「賠償」の語が用いられている。制度の趣旨が犯罪被害による損害の補塡ではないことから、必ずしも賠償や補償の用語を用いるのは適当でないが、本稿では、便宜上、「補償制度」の語を当てることにする。従って、本制度による給付金を総称するときには「補償金」の語を用いるが、被害者に支給される各種の補償金には“death grant”や“disability grant”と“grant”の語が用いられていることから、補償金の種類を示すときには「給付金」の語を当てることにしたい。「補償金」といっても、犯罪被害の損失補塡が目的ではなく、「給付金」の語とも、制度の性格との関連において区別して用いている訳ではないことに注意されたい。また、香港の制度に言及するときは、固有名詞としての犯罪被害補償制度とし、一般名詞として用いる犯罪被害者補償制度と区別して用いることにする。

1　制度の目的・特徴

本制度は、その名称からもわかるように、犯罪被害補償制度と法執行被害補償制度の二つの部分から成り立っている。

まず、犯罪被害補償制度は、

(1)　暴力犯罪の被害者

(2)　犯人逮捕や犯罪防止の過程等において身体的被害を被った者

に対して補償金を支給することにより、経済的支援を行うことを目的としている。即ち、殺人や傷害などの犯罪行為により被害を受けた者に対し補償金を支給することが第一の目的であるが、それに止まらず、犯人を逮捕したり、犯罪の発生を防止する過程で身体的被害を受けた市民に対して補償金を支給することをも目的としている。言わば、犯罪行為による直接または間接の被害者に対して経済的支援を行うものであり、我が国で言えば、犯給

制度と警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度を併せたような制度と言えよう。

これに対し、法執行被害補償制度は、

(3) 職務執行中の法執行官による武器の使用が原因で身体的被害を被った者

に対して補償を行うことが目的である。香港では、警察官と犯人との間で銃撃戦になることが実際にあり、[13] その際、警察官が発射した弾の跳弾により市民が死亡したり負傷したりした場合に補償を行うものである。加害者が法執行官である点で、犯罪被害者補償制度とは区別される。

このように、香港の犯罪及び法執行被害補償制度は、犯罪被害者に対する補償のほか、法執行職務に協力する際に被害を受けた者や、合法的な法執行活動のなかで誤って被害を受けた者に対する補償という性格を殊にする内容を一つの制度に統合しているのが特徴である。[14] そのため、補償金の裁定にあたっては、犯罪被害補償と法執行被害補償とで、異なる委員会が設置されている。もっとも、両委員会は同じ委員が兼任しているため、事実上、両者に差異はない。

このように香港の犯罪及び法執行被害補償制度は二つの性格を異にする制度から成り立っているが、本稿の目的は、犯罪被害者に対する補償の在り方を検討するための手がかりを模索することにあるのであるから、以下では、専ら、犯罪被害補償制度について、その概要と運用状況について紹介する。

2 制度の性格

犯罪被害補償制度の性格については、恩恵的（ex gratia）なものとされている（規則第五段落）。労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険といった責任保険としての性質をもつものでも、また狭義の社会保険的なものでもなく、全額公費負担による給付である。さらに、本制度による補償金の給付額は、香港の緊急救援基金

(Emergency Relief Fund)[15] に基づく自然災害の被害者に対する弔慰金に準拠しており、同基金による弔慰金の給付額の改定に応じて本制度の補償金も改定されることになっていることから[16]、犯罪被害補償制度は、一種の災害見舞金的な性格を有していると言えよう。従って、犯罪被害者の経済的支援を目的としていることは当然としても、被害者の経済的困窮を解消したり、その生活を将来に渡って保護することが制度の目的ではない。支給の可否や給付額の決定に際し、資産調査を行わず（規則第一〇段落）、被害者や遺族等の所得や資産の高低を考慮しないのも、そうした制度の性格所以である。裁定機関である犯罪及び法執行被害補償委員会――以下、単に委員会と称する――も、「制度は、所得に関連した基準に基づき、被害者に所得の損失を補償する趣旨のものではない。（中略）委員会は、富める者にも貧しい者にも同じ補償を提供するというアプローチを採用しており、経済的問題を抱える被害者には、必要性という要件を考慮する他の制度を勧めている」としている[17]。実際、委員会の事務局は、被害者が、被害後、経済的困窮状態にある場合は、社会保障による生活保護手続のため、社会福祉部の担当部局を紹介するとしている[18]。もっとも、後述するように、死亡給付金については、被害者の所得の有無、被扶養者の有無や人数などを考慮し、被害者が所得のない子や高齢者であったり、無収入で、且つ、一五歳未満の子がいない場合は、支給されないことから[19]、受給者の経済状態（正確には、受給者に対する犯罪被害の経済的影響）を考慮しない訳ではなく、また、一時扶養給付金については、かつて所得の喪失に対する補塡であるとの説明がなされていたことがあることから[20]、純粋な見舞金と言い切れない面があり、複合的な性格を有している。

一方、法執行被害補償制度も、犯罪被害補償同様、恩恵的なものとされている（規則第一六段落）。しかし、その給付額の算定には、コモン・ロー上の損害賠償と緊急救援基金のうち高額な方を基準とすることから（規則第一八段落）、損害補塡的な性格を有しているものと思われる。従って、被害の内容にもよるが、一般に、法執行被害補償による給付額の方が犯罪被害補償の給付金よりも高額になることが多い。死亡事件に対する犯罪被害補

償の場合、死亡給付金に葬祭給付金や一時扶養給付金を加算した額の最高限度額は約二一万香港ドル（日本円で約三一〇万円）[21]となり、さらに特別な事情がある場合、これから一〇〇％の増額が認められるが、法執行被害補償金はこれを遙かに上回る額になることが多い。[22]

3　受給要件

犯罪被害補償金の受給要件は、以下の通りである。

①　一九七三年五月二三日以降に香港内で被った被害であること（規則第五段落）。

②　(a)暴力犯罪（放火および毒薬投与を含む）、(b)犯人又は被疑者を逮捕し、又は逮捕しようとする行為、(c)犯罪を防止し、又は防止しようとする行為、(d)犯人若しくは被疑者を逮捕し、若しくは逮捕しようとする、又は犯罪を防止し、若しくは防止しようとする警察職員又は他の第三者に対する協力行為に直接起因し、又はそれから生じた身体的被害であること（規則第五段落）。

③　被害が、原則として、三日以上の所得または所得能力の喪失を招くものであること。但し、増額の要件を満たし、特段の事情があると委員会が判断した場合は、この限りでない（規則第六段落(b)）。

④　被害事実が、不合理な遅滞なく警察に通報され、又は刑事手続の対象となったこと（規則第六段落(c)）。

⑤　申請者が、委員会に対し、特に診断書を含む全ての関連情報および合理的な協力を提供していること（規則第六段落(d)）。

⑥　新規の申請については、被害が発生した日から三年以内に申請がなされたこと（規則第六段落(e)）。

⑦　新規の申請が被害発生日から三年以内になされたが、取下げまたは連絡不能により手続が打ち切られた場合の再申請については、二回目以降の申請が、被害発生日から三年以内であるか、取下げまたは連絡不

能の日から一年以内に再度の申請がなされたこと（規則第六段落(f)）。

⑧　被害者は、出入国管理條例[23]に基づき、香港の在留権を有し、又は在留することを許可されている者で、被害者に在留期間が設定されている場合は、被害発生の時点でそれに違反していない者であること。香港上陸後に在留許可が認められ、又は不法残留の後、在留の延長許可が認められた場合には、許可の有効日以後に被害が発生したこと（規則第六段落(g)）。

(1)　制度の適用範囲――受給要件①

日本の犯罪被害者等給付金支給法制定の際、国会審議の焦点となった遡及適用は、香港においても認められていない。また、被害は香港領域内で発生したものに限られ、海外は勿論、香港を除く中華人民共和国内での被害も給付の対象とならない。従って、香港から日本への短期滞在者が日本で犯罪被害に遭った場合、香港と日本いずれの給付の対象にもならないことになってしまう。

(2)　被害の定義――受給要件②

まず、補償の対象となるのは、暴力犯罪（crime of violence）によって「人の身体に生じた被害」（personal injury）であり、いわゆる列挙方式を採らない。殺人、強盗、傷害などのほか、放火や毒物混入による被害も含まれる。注目すべきは、強姦や強制わいせつなど性犯罪被害に対する補償の扱いである。香港の犯罪被害補償制度では、性犯罪被害者をも補償の対象としており、性犯罪被害における障害の程度の認定にあたっては、被害者の精神的被害についても考慮に入れるとしている（規則第一〇段落）。そればかりか、強姦の被害については、補償金の種類に応じて一〇〇％の増額を認めることになっている（規則第一四段落(d)）。さらに、性犯罪被害者に限

らず、他の犯罪による被害者についても、精神的被害を評価の対象としている。[24] つまり、補償の対象となる「人の身体に生じた被害」には、物理的な被害のみならず、精神的被害も含むものとされている。[25]

性犯罪被害者に対するこうした運用は制度発足当初から行われていたが、[26] 一九八〇年度から正式な制度として採用されている。[27] 統計上でも、件数では傷害や強盗の被害に係る申請に遙か及ばないものの、毎年、性犯罪被害者から一定数の申請と支給裁定がある。八一年度の報告書によれば、同年九月より、毎月、強盗の被害者リストに加え、強姦被害者の氏名と住所のリストの提供を警察から受け、被害者に対し犯罪被害補償金の申請に関する連絡を行っているという。[28]

しかし、犯罪による精神的被害をも補償金の支給対象に含めるとなると、精神的被害の有無や程度などの認定について困難が予想されることになる。これについて、香港では、必要に応じて、精神医学センター（Hong Kong Psychiatric Centre）に被害者の診断を依頼し、精神的被害の認定を行っている。[29] さらに、規則は、性犯罪や性的関係から生じた犯罪に関する被害については、被害者が犯罪を誘発するなど、被害者の責めに帰すべきことがなかったかや申請の遅延についても慎重に審査するとしている（規則第九段落）。

次に、故意犯による被害が補償の対象となることについて異論はないが、交通事故を含め、過失犯による被害の扱いが問題となる。規則は、「交通事故は、制度の対象外とする。但し、被害者を轢こうという〝熟慮の上での試み〟（deliberate attempt）があった場合は、この限りではない」と規定している（規則第八段落）。但書の部分は故意犯としての認定が可能であろうから、交通事故による（業務上）過失致死傷の被害については、一般に、補償の対象外と考えられる。香港には、犯罪及び法執行被害補償制度と並んで、交通事故被害者援助制度があり、交通事故被害者への経済的支援はこの制度によることになる。交通事故被害者援助制度は、一九七九年五月一日に発足した、社会福祉部が所管する制度で、自動車等の所有者や免許保持者などから徴収した費用を原資とする

基金[30]から、交通事故の被害者に対し給付金を支給するものである。法的性質は異なるものの、我が国における自動車賠償責任保険制度のような役割を果たしている[31]。

ところが、交通事故による被害者が、一切、犯罪被害補償の対象とならないかと言うとそうではないようである。例えば、一九七三年度には、銀行強盗の犯人が運転する盗難車に轢かれ、負傷した被害者に補償金が支給された例がある。委員会は、犯罪に関係した者が使用する車輌によって引き起こされた傷害は、当該車輌の使用が犯罪と一体化しており、通常の交通事故から生じたものとは見なし得ないことから、犯罪被害補償制度の対象になりうると判断している[32]。また、七六年度には、警察の検問を突破し、逃走を図ろうとする車輌と衝突し、負傷した車輌の運転手にも支給裁定がなされている[33]。反対に、七九年度には、交通事故の被害児童に対し、事故を起こした盗難車輌が、事故当時、犯罪との関連で使用されていたことを示す証拠はないとして、犯罪被害補償委員会および不服申立委員会共に不支給とした例がある[34]。

香港の制度でユニークなのは、ビルやアパートなどの高層建築物からの「落下物」による被害の補償問題である。古くは、願書提出のため学校の外側で並んでいた一八歳の生徒が、高所から「投げられた」瓶に当たって死亡した事例において、警察が殺人として立件したため、遺族に対し補償金が支給された例がある[35]。これなどは、そもそも故意犯の事案であろう。一方、八一年度には、フラワーポット、鉄管、煉瓦などの落下物により死傷した五件の被害者に対して、物が何者かによって落とされたか、落ちることを認容していたと判断し、立件の有無にかかわらず、支給の裁定を行っている[36]。また、八二年度にも、アパートからの飛び降り自殺に巻き込まれて被害を受けた女性に支給がなされている[37]。これなどは未必の故意が認められる例かもしれない。委員会では、落下物による被害の扱いに関し、「事故」（accident）は制度の対象外であるが、状況から「熟慮したうえでの行為または不注意」（deliberate act or carelessness）であったことが示されれば受給資格があるとしている[38]。ここにいう

「不注意」の概念が明確ではないが[39]、犯罪被害補償の裁定には刑事手続のような厳格な認定が必要ではないことも考え合わせると、場合によっては過失との境界事例にも補償が適用される場合があるものと思われる[40]。こうした落下物による被害補償について柔軟な対応をしている背景には、非常に狭い地域に高層ビルや高層アパートがひしめいているという香港の特殊事情がある。

なお、補償の対象となる被害には、刑事未成年や心神喪失などにより罰せられない行為によるものも含む点は日本と同様である（規則第五段落）。

(3) 被害の程度――受給要件③

犯罪被害補償の対象となる被害の程度は、原則として、三日以上の所得または所得能力の喪失に至るものであることが必要である。制度発足当初は、七日以上の所得または所得能力の喪失が必要とされていたが、この要件を満たさず不支給となる被害者が少なくなかったことから[41]、一九八一年三月四日より、支給対象者の拡大が図られ、現行の要件に改められた[42]。犯罪被害補償金の申請件数が一九八二年より大幅に増加しているのは、この要件緩和の影響と考えられる（**表1**）。

この要件につき、被害者が実際に有所得者であることは必要ない。三日以上の欠勤を必要とする旨の指定医の診断書があるか、入院の事実があれば、三日以上の所得または所得能力の喪失とみなされる。なお、死亡と永続障害の結果が生じた事件については、全て、三日以上の所得能力の喪失とし、常にこの要件を満たすものとされている（規則第六段落(b)）。

このように、香港の犯罪被害補償制度は、軽度の障害のほか、障害には至らない軽度の傷害まで支給対象に含めているのが特徴である。我が国の改正前の犯給制度は勿論、改正後に拡大された障害給付金や重傷病給付金が

表 1　申請受理件数

年度	犯罪被害補償金						法執行被害補償金
	総 数	殺 人	強盗・窃盗	暴行・傷害	強姦等*1	放火等*2	
1973	280	-	-	-	-	-	2
1974*3	719	59(59.0)	313(17.9)	323(11.3)	0 -	- -	3
1975*4	853	61(71.7)	204(14.7)	581(17.5)	10(58.8)	0 -	3
1976	623	38(84.4)	165(17.8)	405(16.6)	5(7.6)	10(6.8)	-
1977	582	36(54.5)	199(27.1)	327(8.6)	14(34.1)	6(4.3)	-
1978	546	30(47.6)	157(28.4)	323(7.8)	20(50.0)	16(11.0)	-
1979	710	23(32.4)	284(27.8)	387(7.8)	7(14.3)	9(4.4)	1
1980	900	34(33.3)	292(29.7)	557(11.5)	4(5.9)	13(5.3)	1
1981	996	53(48.6)	317(33.9)	600(12.7)	12(20.7)	14(8.7)	1
1982	1,300	54(49.5)	454(36.8)	749(13.4)	24(40.7)	19(18.8)	-
1983	1,325	64(63.4)	375(27.4)	829(14.0)	26(38.2)	31(29.0)	3
1984	1,192	44(56.4)	322(22.9)	783(13.1)	13(28.3)	30(28.6)	3
1985	1,329	46(50.0)	366(23.9)	874(14.6)	9(11.8)	34(26.4)	-
1986	1,117	34(42.5)	324(25.1)	700(11.6)	18(25.4)	41(29.5)	-
1987	1,206	34(40.5)	256(19.3)	869(14.2)	13(13.0)	34(22.4)	-
1988	1,138	38(53.5)	188(15.4)	870(13.7)	11(25.0)	31(22.5)	1
1989	1,025	41(34.2)	216(12.8)	739(9.2)	4(4.4)	25(29.8)	3
1990	1,094	42(28.6)	252(12.0)	764(10.9)	6(5.8)	30(30.6)	3
1991	930	45(49.5)	198(11.3)	670(9.5)	3(3.0)	14(15.2)	2
1992	766	59(47.2)	157(9.6)	537(7.9)	4(4.6)	9(9.4)	3
1993	867	45(47.4)	132(9.1)	656(9.6)	3(3.2)	31(26.6)	2
1994	979	33(36.7)	130(8.6)	799(10.9)	3(2.5)	14(20.6)	-
1995	760	32(39.5)	89(6.3)	622(7.9)	4(3.5)	13(13.7)	1
1996	800	46(48.4)	92(8.9)	624(8.3)	6(22.2)	32(23.4)	-
1997	663	33(35.9)	81(10.4)	517(6.9)	5(20.0)	27(24.8)	-
1998	760	38(66.7)	91(10.5)	558(7.4)	6(27.3)	67(52.3)	-
1999	756	37(48.7)	156(16.4)	535(6.8)	7(25.0)	21(15.1)	-
合計	21,216	-	-	-	-	-	32

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1974～2000 の各本文より筆者が作成。

注：*1 強姦等には、強姦のほか、強制わいせつ（性的暴行）を含む。

*2 放火等には、放火のほか、落下物及びその他を含む。

*3 原統計の不備により犯罪被害補償金の申請総数と被害別申請件数の合計が一致しない。

*4 犯罪被害補償金の被害別申請件数のなかに法執行被害補償金への申請件数も含まれている。

*5 括弧内の数値は、当該犯罪の認知件数における被害別申請件数の割合（%）。

対象とする被害よりも更に軽度の被害まで補償の対象にしているわけである。もっとも、香港の場合、死亡給付金や障害給付金だけでなく、傷害給付金の制度があり、給付額にもかなりの幅があるため、傷害の程度に応じて柔軟に対応できるという事情を考慮する必要がある。因みに、一九九九年四月一日以降に生じた被害に対する傷害給付金の最低額は五五六香港ドル（約八、三〇〇円）であり、最高額は約四万六、〇〇〇香港ドル（約七〇万円）となっている。

しかし、この三日以上の所得または所得能力の喪失という要件にも例外が認められている。後述するように、犯人逮捕や犯罪防止に功績があったような場合、給付額を委員会の裁量で増額することが認められているが、その増額の要件を満たし、補償金を支給すべき特段の事情があると委員会が判断した場合は、三日以上の所得または所得能力の喪失という要件に拠らないことができる。この例外規定も、制度施行当初にはなかったものである。施行直後の七三年度中から、防犯に功績があったにもかかわらず、当時の七日以上の所得または所得能力の喪失という要件は満たさない被害者に対する手当ができない点について問題が指摘されている。[43] 暫定的措置として委員会の裁量で例外的に見舞金を支給して処理していたものの、最終的に委員会より政府に勧告がなされ、[44] 一九七五年五月一日より現行の例外措置が導入された。[45]

⑷　被害者または遺族の範囲――受給要件⑧

被害者本人が犯罪被害補償金の支給対象となることについては勿論である。これに対し、被害者が死亡した場合、補償金の支給を受けることのできる遺族の範囲や順位については、規則中、特に定めがなく、申請者たる配偶者や被扶養者の定義については緊急救援基金制度と同様とする旨の規定が置かれているだけである。[46] しかし、緊急救援基金制度に関する法令や資料に拠っても、給付金の支給対象や順位は明らかでなく、従って、犯罪被害

補償金の支給対象たる遺族の範囲や順位についても基準は不明である。[47]

ところで、給付金の支給対象となるのは、香港の在留権を有し、又は在留資格のある者で、被害者に在留期間が設定されていれば、事件の時点でそれに違反していない者に限られる。香港特別行政区民には限定されず、右記の要件を満たしていれば外国籍の者も支給対象となる。この在留資格等に関する要件は、一九九七年五月二四日の規則改正により追加されたもので、[48] 改正の背景には不法移民に対する犯罪被害補償金の給付の是非を巡る事件がある。[49]

事案は、ベトナムからの不法移民が退去強制のため収容されていた収容センターで殺害されたというものである。被害者の妻が犯罪被害補償の申請を行ったが、不法移民は社会福祉の対象とはならないという政府の通達等に沿う形で、九四年一二月、犯罪被害補償委員会により不支給の裁定がなされている。申請者から不服申立が提起されたが、九五年一一月、不服申立委員会も申立を棄却している。そこで、更に法院（裁判所）に対し司法審査の請求がなされたところ、九六年五月、法院は、申立人の主張を認めて、不服申立委員会の裁決を取消し、事件を不服申立委員会に差し戻した。委員会は、総督（Governer——当時はイギリス統治下）の制定した規則や基準および裁判所の監督的裁判権に従うほかは、支給対象者を決定する絶対的な権限を有していたのであり、政府の通達等は総督が制定する犯罪被害補償制度の規則とはなっておらず、委員会に対して何らの拘束力も及ぼすものではないことがその根拠とされた。即ち、政府が不法移民への福祉不適用の政策をとっていたとしても、それが直ちに犯罪被害補償制度の規則となるわけではなく、不服申立委員会は当該政策にとらわれずに補償の裁定をすることができたというものである。本件の処理については、新たな委員から構成される不服申立委員会が申請者（被害者遺族）とその弁護人、検察官を召喚した上で再審理を行い、支給の裁決を行っている。しかしながら、その後、委員会は不法移民は福祉の対象としないという政府の政策を正式に犯罪被害補償制度の規則として採用

表2　犯罪被害補償金支給基準

給付金の種類		1999年4月1日以降
葬祭給付金		$11,570
死亡給付金		
	被害者が唯一の有所得者で被扶養者のいる場合	$101,700 - $144,075
	被害者に被扶養者がいるが、世帯に他の有所得者のいる場合	$50,850 - $93,225
	被害者が無所得者であるが15歳未満の子のいる場合	$50,850 - $93,225
障害給付金		$122 - $122,040
傷害給付金		$556 - $46,060
一時扶養給付金		$283 - $50,850

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Scheme. The Administrative Document, Appendix A.

すべきであるとの勧告を行い、その結果、盛り込まれたのが受給要件の⑧である。

4　給付金の種類・給付額

犯罪被害補償金には、葬祭給付金（Burial Grant）、死亡給付金（Death Grant）、障害給付金（Disability Grant）、傷害給付金（Injury Grant）、一時扶養給付金（Interim Maintenance Grant）の五種類がある。これら補償金の額は、緊急救援基金による災害被害者への補償金に準拠しており、同基金に連動して引き上げが実施される。報告書から確認できるだけでも、一九七三年以来、二〇数回も改定が行われており、しかも一回の改定で二〇％もの引き上げが行われることもある。一九九九年四月一日に改定された各給付金の給付額を**表2**に示す。

葬祭給付金は定額である。死亡給付金は、死亡した被害者の所得の有無、世帯における他の有所得者の有無、扶養家族の有無と人数、特に一五歳未満の子の有無によって給付額が決められる。障害給付金は、障害の程度に応じる。身体の物理的被害のみならず、トラウマやPTSDなど精神的被害についても評価の対象となることは前述した通りである。傷害給付金は、負傷の程度に応じて算定される。(50)

負傷の後、障害給付金の要件が充足するか、被害者が死亡した段階で、傷害給付金の支給は停止される。一時扶養給付金は、有所得者が就労不能となるか、無所得者でも、一五歳未満の子がいる場合に、六カ月分[51]を限度として支給される。

一人の申請者に対し、複数の種類の給付金を支給することができる。例えば、犯罪被害により負傷し、障害が残った場合、傷害給付金三万香港ドル、障害給付金五万香港ドル、一時扶養給付金三万香港ドル、合計で一一万香港ドルという具合である。また死亡事件の場合は、葬祭給付金一万一、五七〇香港ドル（定額）、死亡給付金一〇万香港ドル、一時扶養給付金四万香港ドル、合計一五万一、五七〇香港ドルなどとなる。

死亡給付金については、被害者の所得の有無、世帯における他の有所得者の有無、扶養家族の有無と人数などにより給付額に三段階の基準を設けている。死亡給付金が支給されるのは、原則として被害者が被扶養者のいる有所得者である場合であり、被害者に所得がない場合で支給されるのは、一五歳未満の子がいるときに限られる。従って、所得のない子や高齢の家族が犯罪被害により死亡した場合には、死亡給付金は支給されず、葬祭給付金が支給されるに止まる。かつて、このような場合のために特別な給付金を創設すべきとの提言が犯罪被害補償委員会によってなされたが[52]、採用されていない[53]。

5　給付金の増額・減額・不支給

(1)　増額事由

一定の事由が認められる場合、委員会は、裁量により、給付額を増額または減額し、若しくは不支給とすることができる。

まず、委員会は、補償金を増額することができる場合として、以下の事由を定めている（規則第一四段落）。

(a) 本件申請に係る事件において、
　(i) 被害者が、犯人若しくは被疑者を逮捕し、又は逮捕しようとする際に被害を受けたとき。
　(ii) 犯罪の実行を防止し、又は防止しようとする際に被害を受けたとき。
　(iii) 犯人若しくは被疑者を逮捕し、若しくは逮捕しようとし、又は犯罪を防止し、若しくは防止しようする警察職員又は他の第三者に対し協力するなかで被害を受けたとき。
(b) 本件申請に係る事件に続いて、当惑・不便・危険に直面しながらも、被害者が、犯人又は被疑者の逮捕又は訴追において警察に協力する模範的な努力を示したとき。
(c) 本件申請に係る警察と犯人との銃撃において、警察官以外の者（犯人又は不明の第三者）によって発射された銃弾によって被害を受けた場合で、同情に値する事情があるとき。
(d) 強姦被害者の場合

(b)は、被害者が、本件申請に係る被害事件とは異なる機会に、警察に対し模範的な協力をしたとしても、(a)で定めるところの増額が認められなかったことから、一九九一年四月一日の制度改正により追加されたものである。[54]

また、一九九四年一一月には、新たに(c)の規定が新設されている。[55] これは、警察官が職務執行中に使用した拳銃の弾が誤って被害者に当たり、負傷したり死亡したような場合であれば、法執行被害補償制度の適用が認められ、損害賠償の算定基準により比較的高額の給付金が支給されるのに、たまたま被害者の当たった弾が警察官以外の者（犯人又はその他の第三者）が発射した弾であったという場合、通常の犯罪被害と同様に処理するのでは、被害者に酷であるので、法執行の過程で受けたという点を考慮し、裁量的に増額を認めることができるようにしたものである。以上の(a)から(c)の要件を満たす場合は、一〇〇%を限度として補償金の「合計」を増額し、さら

に、(a)と(c)の要件を同時に満たす場合は、二〇〇％を限度とする増額が認められる。

さらに、注目すべきは、強姦の被害者に対する増額規定である。香港では、強姦や他の性犯罪による被害をも補償の対象とするだけでなく、強姦の被害者については特別の増額を認めている。香港の犯罪被害補償制度は、制度発足以来、性犯罪被害者も支給の対象とし、給付額の算定にあたってその精神的被害をも考慮することとされてきたが、先の(b)の事由と同様、九一年の改正で、強姦被害者に対し一〇〇％の増額が委員会の裁量によって可能となった。[56] 制度改革の提案にあたり、以下のような趣旨説明が委員会によって行われている。

被害者が被った永続的な被害の程度は、医師により、身体と精神の両面から評価と認定が行われており、給付金の額はこの評価に基づくことになる。一定の事案、例えば、強姦の被害者の場合、受けた被害は、精神的なものや、社会的なものにまで及ぶ。しかし、委員会の経験によれば、強姦被害者の受けた被害に対し「永続的な精神的障害」としての適切な補償がなされていないことがある。そこで、精神的な障害がなかったり、極めて軽い場合でも、強姦の被害者に対しては給付金を増額することのできる裁量権を委員会に付与すべきである。[57]

即ち、強姦被害者の受けた精神的な被害は、生涯に渡って続く永続的なものであったりするにもかかわらず、必ずしも適切な評価がなされていないか、適切な評価が難しいため、強姦については、委員会の裁量で増額することができるようにしたものである。この場合の増額については、被害者が死亡した場合には適用することは意味がないので、傷害給付金、障害給付金、一時扶養給付金についてのみ一〇〇％を限度として増額が認められる。

(2) 減額・不支給事由

一方、被害者の行動、性質、生活様式に関し、給付金を全額支給し、又は支給すること自体が適切でない場合、委員会は給付額を減額し、又は支給しないことができる（規則第一二段落）。「被害者の行動」とは、日本と同様、

被害者の言動が犯罪行為を誘発したり、犯罪被害につき、被害者にも責めに帰すべき行為があったときをいう。「被害者の性質、生活様式」とは、例えば、被害者が被害発生時か、それ以前に違法な活動に従事していた場合や前科前歴がある場合などをいう。[58] 実際、申請者のなかには、被害者が三合会などの犯罪組織に関与しているか、組織構成員と交友があるなどの例がある。但し、過去に犯罪組織と関係があったり、現在、組織構成員と面識があっても、それが直ちに減額・不支給に繋がる訳ではなく、そうした事実が申請に係る被害の発生と関係していなければならない。前科前歴についても同様である。[59] 実務でも、三合会の構成員であることを理由に九〇％の減額支給となった事案で、不服申立委員会が、構成員であったことはあったものの、近年は、活動に参加していなかったとして全額支給の裁決を行った例や、[60] 前歴や三合会との関係を理由とする不支給裁定に対し、不服申立委員会が、前科は、本件被害の原因とは全く関係がないとして減額支給を認めた例がある。[61]

(3) 親族間事件の取り扱い

親族間事件の被害者は、当初、一律不支給とされていた。しかし、年少の幼稚園児を含め、多くの被害者を出した一九八二年の Un Chau Estate 事件において、精神障害の息子に妻と娘を殺害された男性からの申請が不支給となったのを契機として、[62] 制度の見直しが行われ、一九八二年一二月一日より、親族間事件については不支給の原則を維持しつつも、例外的に補償の対象とされることとなった。その結果、現在は、犯人と被害者が、被害当時、同じ家族構成員として同居している場合は、原則として不支給とするものの、ⓐ犯人が当該犯罪に関して訴追され、ⓑ給付金を支給することが、未成年者など受給者の利益となると委員会が思料するときに限って給付金を支給することができるものとされている。犯人が不起訴となった場合でも、それについて実務的・技術的な理由等があると委員会が思料する場合は、これを考慮しない（で支給する）ことができる（規則第七段落）。夫婦

に、事実上の婚姻関係にある者を含むことは日本と同様である。

6　他の給付又は損害賠償との関係

労働者災害補償[63]ほか他の給付との関係については、二重補償禁止の原則（no-double compensation principle）が採られている。従って、犯罪被害補償金の支給前に他の給付がなされていれば、減額や不支給などの調整が行われ、犯罪被害補償金が支給されたのち、他の給付を受けた場合は、金額の少ない方の額に相当する犯罪被害補償金を返還しなければならない（規則第三二段落）。これは、制度発足直後の一九七四年より長らく用いられてきた五〇％ルール[64]に替わり、一九九七年五月二四日から採用されているものである[65]。例えば、犯罪被害補償金として一万ドルの受給資格のある被害者が、事前に六千ドルの労災補償金給付を取得した場合は、差額分の四千ドルのみ支給され、一万ドルの犯罪被害補償金を支給された後で六千ドルの労災補償金の支給を受けた場合は、六千ドル分の犯罪被害補償金を返還しなければならない。五〇％ルールと比べ、事務局の作業負担が軽減され、迅速な処理が可能となったが、二重支給により申請者が犯罪被害補償金評価額以上の支給をうけることは認められなくなった。但し、犯人逮捕などを理由として増額支給を受けている場合、当該増額分については返還の対象外とされた。

また、民事手続にせよ、刑事手続における損害賠償命令[66]にせよ、被害者が犯罪被害補償金の支給以前に損害賠償を得ている場合、その価額分だけ減額して補償金を支給する。犯罪被害補償金の支給以後に損害賠償を取得した場合は、労災補償同様、補償金を返還する必要がある。

7　裁定機関

裁定機関は、犯罪被害補償については犯罪被害補償委員会が、法執行被害については法執行被害補償委員会が裁定を行う。もっとも、両委員会は同じ委員から構成されている。各委員は、行政長官（the Chief Executive）が民間から任命する。公務員が委員に含まれていない点が、同じアジアの被害者補償制度でも検察官が主体の韓国や台湾と異なるところである。任期は二年である。二〇〇〇年三月三一日現在、委員長一名、委員は二八名となっている。[67] 委員長を含め、委員のうち、バリスターが六名、高等裁判所のソリシターが九名で、この他、大学、経済界、産業界、社会福祉、教育、医療からそれぞれ委員が任命されている。香港の犯罪被害補償制度が、損害賠償型ではないにもかかわらず（損害賠償型の場合、補償額の認定に法律の知識が要求されるため法曹が委員となる例がある）、委員の半数以上が法曹となっているは、法律上の問題などに対応するためである。前任者の黄福金氏（Wong Fook-hum）に引き続き、二〇〇〇年一月から委員長に任命された歐文豪氏（Michael Ozorio）もバリスターである。裁定は、予め決められた名簿に従い、二人の合議体で行う。二人のうち必ず一人は法曹になるように配慮されている。

犯罪及び法執行被害補償については社会福祉部（Social Welfare Department）の所管であり、事務局も社会福祉部内に置かれている。

8　申請手続

被害者またはその遺族は、社会福祉部の事務局を通じて申請を行う。しかし、被害者等から直接事務局へ申請を行うケースは一割程度しかなく、大半は警察からの紹介によるものである。また、事務局の方から、積極的に被害者や遺族に連絡をとり、申請を促すこともある。[68] 九七年度までは申請の約八割が警察からの紹介によるものであったが、九八年度以降、警察からの紹介件数が減少し、事務局が主体的に被害者などを認知して、申請を行

って貰うケースが急増している（表3）。

新規の申請については、被害が発生した日から三年以内に申請をしなければならない（規則第六段落(e)）。この申請期間は、過去の被害の調査には困難が伴うこと、また不法行為による損害賠償請求権の消滅時効をも考慮し[69]、一九八一年三月四日に導入されたものである。しかし、実務では、申請したものの、後になって申請を取り下げたり、申請者と連絡がつかなくなってしまったりして、手続が打ち切られたものの、その後、改めて申請がなされる場合があるため、一九九一年七月一日に再申請の期間についての規定が設けられた[70]。それによれば、新規の申請が被害発生日から三年以内になされたが、取下げまたは連絡不能により手続が打ち切られた場合の再申請については、被害が発生した日から三年以内であるか、取下げまたは連絡不能の日から一年以内に申請を行わなければならないとされている（規則第六段落(f)）。

表3　申請端緒別申請件数

年度	警 察	直接申請	事務局*	その他	計
1994	805(82.2)	142(14.5)	31(3.2)	1(0.1)	979(100)
1995	631(82.9)	95(12.5)	33(4.3)	2(0.3)	761(100)
1996	634(79.3)	68(8.5)	86(10.8)	12(1.5)	800(100)
1997	535(80.7)	72(10.9)	54(8.1)	2(0.3)	663(100)
1998	498(65.5)	90(11.8)	166(21.8)	6(0.8)	760(100)
1999	468(61.9)	85(11.2)	198(26.2)	5(0.7)	756(100)

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1998～2000.
注*「事務局」とは、犯罪及ひ法執行被害補償委員会事務局が自ら被害者を探し、申請に至った場合を言う。

9　裁定手続

裁定は、事前に承認された名簿に従い、二人の委員が合議体で行う。法律的な助言が必要となるため、委員の組み合わせについては、二人のうちの一人は必ず法曹となるよう配慮がなされている。近年の実務では、この合議体による審査が二週間毎に計二四回実施されている[71]。二人の合議体で裁定に至らない場合は、委員長が指名する他の三人の委員から成る合議体の裁定に付すことができる。しかし、三人による合議体によって裁定が行われ

るのは稀であり、九九年度までの過去五年間では一度も行われていない。[72]

申請者は、合議体の許可を得て、審問に出席し、意見を述べることができる（規則第二七段落）。犯罪被害補償の裁定については、審問を開かずに行うのが原則とされているため（規則第二九段落）、意見陳述の機会が保障されている訳ではないものの、被害の事実関係、加害者との関係や被害者の帰責性など増額・減額・不支給に関する事由、障害の程度など裁定に関する事項について申請者が委員に直接説明することができ、被害者の手続関与という点で意味がある。また、必要に応じて、申請者が委員会に出頭を求められることもある。

前述したベトナムからの不法移民による申請事件との関係であると思われるが、一九九七年五月より、外国人による申請の際の通訳に関する事項等が新たに設けられている。[73] まず、申請者が委員会の公用語である英語か中国語を理解できない場合は、申請者自身が通訳人を依頼しなければならない。しかし、どうしてもそれができない場合は、実務上可能な範囲で社会福祉部が支援をするというものである（規則第二七段落）。一方、不法移民に対する収容措置など、申請者が合法的に身柄を拘束されている場合で、審問に出席する必要があるときは、矯正部（Correctional Services Department）などの主務官庁が申請者の釈放ないし出席のための調整について決定を行うことになるが、社会福祉部からの要請に対し、主務官庁は、原則として、積極的に協力・対応するものとされている（規則第二九段落）。

委員会の合議体は、支給・不支給の裁定を行い、支給の裁定を行うときは、給付金の種類や支給額の裁定も併せて行う。不支給の裁定をする場合は、その理由を申請者に対し書面で通知する（規則第三〇段落）。被害者の行動等を理由として不支給とする場合はその限りでないとされているが、この規定が追加された一九七七年度の報告書によれば、これは不支給理由を通知しない旨ではなく、口頭で通知する趣旨とのことである。[74]

手続に要する期間であるが、申請の受理から支給（裁定）までの期間についての統計が公表されている。例え

ば、九九年度では、処理件数四九一件のうち、約四割にあたる一九〇件が二カ月以内に裁定が降りており、三カ月以内では七四％に達する。[75] 反対に六カ月以上掛かった案件は処理件数の約一％である。以上からも、補償金の裁定については迅速な処理が行われていると言えよう。

一方、厳密には異なるものの、いわゆる仮給付に似た扱いとして、複数回に分けて支給を行う制度がある（規則第一〇段落）。障害の程度など受給資格の認定には時間を要することが少なくないため、被害者に対する迅速な支援の要請から、給付金のうち要件を満たしたものがあれば、まずその給付金を先に支給し、その他の給付金については、受給資格が確定した時点で再審理（review）を行い、追加支給などの調整支給を行うというものである。

10　不服申立

不服申立の手続については、犯罪及び法執行被害補償委員会の不服申立規則（Appeal Rules）に定めがある。[76] それによれば、補償に関する委員会の裁定に不服のある者は、不服申立をすることができる（不規第二段落）。不服申立は、裁定通知日から一カ月以内または不服申立委員会が認めた特別の期間内に、(a)支給額、(b)給付金の範囲または種類、(c)給付金の支給方法、(d)給付金手続についての特別調整、(e)不支給のうち、不服申立理由を示して行なわなければならない（不規第三・五段落）。

不服申立委員会は、原裁定に関与しなかった委員のなかから犯罪被害補償委員長が指名した三人の委員によって構成される（不規第六・七段落）。補償裁定のときとは異なり、不服申立手続においては、正当な理由がない限り、申立人は、原則として審問に出席し、不服申立委員会に対し意見を述べるものとされている。その際、申立人は、委員会の許可を得て、親戚や友人の付添いを受けることができ、例外的に、私費で弁護人を依頼することも認められる（不規第九段落）。他方、一九九七年より、委員会は、適切と判断した場合、検察官や政府職員の審

問への出席を許可することができるようになった。[77]

審問の通知は、審問日の七日前までに申立人に行わなければならない（不規第一二段落）。委員会は、原裁定を行った犯罪被害補償委員会に提出された資料のほか、証拠の提出を受け、適切と思われる調査をすることができる（不規第一三段落）。この証拠については、刑事公判における証拠法則は適用されない（不規第一四段落）。委員会が受理した証拠や情報は、申立人にも開示されるが、申立人に開示された書類は本件請求以外の目的に使用してはならない（不規第一五段落）。申立人および不服申立委員会は、証人を召喚し、尋問し、または反対尋問することができる（不規第一〇段落）。不服申立委員会は、また、専門的事項に関する問題について補佐人（assessor）に意見を聞くことができる（不規第一六段落）。通訳人に関する扱いは、補償委員会と同じである（不規第一一段落）。審問は非公開とされる。

不服申立委員会は、不服申立を棄却するか（原裁定認容）、申立に理由があると判断したときは、原裁定を変更し、または新たな命令・支給をすることができる（不規第一七段落）。

不服申立委員会による裁決が委員会における最終判断であり、これに不服がある場合は、法院に対し司法審査（certiorari）を申し立てることになる。制度発足以来、この申立が行われたのは前述したベトナム不法移民の事件一件だけである。

11　委員会によるその他の活動

犯罪被害補償の申請を行った被害者や遺族に対し総合社会保障支援、家庭サービス、社会復帰サービス、交通事故被害者支援など一定の支援を行う必要がある場合、委員会は被害者に他の関係機関を紹介している。[78] 九九年度では、社会保障、家庭サービス、リハビリの担当部局に計一〇人の被害者を紹介している。

また、委員会は、犯罪被害補償制度に関するポスター、リーフレット、申請書を社会福祉部事務所、警察署、病院、内務省などに配布するなどして、制度の広報活動を行っている。

12　運用状況

犯罪被害補償金の申請状況を示したのが表1である。全体としては、一九八〇年代に申請件数の大幅な増加が見られた。これは、八一年三月、従って、実質的には八二年度以降、所得または所得能力の喪失の要件が三日以上に緩和されたことが関係していると思われる。しかし、その後、申請件数は減少傾向にあり、九〇代末には七〇〇件台となっている。

申請状況を被害の種類別に見てみると、まず、殺人被害による申請件数は概ね横這い傾向にあり、しかも、警察の認知件数[79]に占める申請件数の割合も凡そ三〇％台から四〇％台で推移している。これに対し、強盗・窃盗[80]および暴行・傷害は、一九九〇年代に入ってから申請件数が著しく減少しており、これが申請総数の減少をもたらしている。そこで、警察統計を見てみると、一九九一年にピークに達した強盗の認知件数は、それ以後、大幅な減少傾向を示していることから[81]、申請件数の減少は強盗事件の減少自体が原因とも考えられる。しかし、特に、強盗・窃盗の場合、単に申請件数のみならず、認知件数に占める申請件数の割合も著しく減少していることから、強盗や窃盗の被害に遭っても、犯罪被害補償の申請を行う被害者の割合が減っていることを示している。一つの仮説として、被害が補償の対象にならない程度の強盗事件の割合が増えていることが考えられるが、定かでない。

また、件数自体は少ないものの、強姦や強制わいせつなどの性犯罪被害による一定の申請があることは注目される。また、表には細目を示さなかったが、やはり少数ながら、毎年、落下物被害による申請もある。九〇年度から九九年度までの申請件数は、五件、一〇件、八件、一四件、七件、五件、五件、一〇件、一〇件、一二件と

なっている。[82]

表4は、親族間事件の被害者に対する補償金の支給が可能になった一九八二年度から九九年度までの該当事件の申請状況である。社会福祉部の事務局に照会したところ、九六年度と九七年度の三件と一六件の申請全てに対しては支給裁定が下りているとのことであった。

次に、各年度における申請処理件数を**表5**に示す。[83] 申請件数の減少に比例して、近年、処理件数も減少してきているが、支給率〔支給件数／（支給件数＋不支給件数）〕は極めて高く、九八年度や九九年度に至っては九九％以上に達しており、不支給率は一パーセントに満たない。しかし、これには、申請者が申請を取り下げた件数や、申請後、被害者と連絡が取れなくなったりして、手続が打ち切られた件数は含まれていない。この取下げ等の件数も毎年一〇〇件台に上っており、九九年度では二五〇件近くに達している。取下げ理由としては、申請したものの、三日以上の所得或いは所得能力の喪失などの要件を満たしていないことが明らかであるため、申請者自ら取下げるというケースが最も多い。しかし、被害について調査されたくないからという理由か

表4　親族間事件の被害に係る申請件数

年度	申請総数	親族間事件
1982	1,300	4(0.3)
1983	1,325	21(1.6)
1984	1,192	10(0.8)
1985	1,329	28(2.1)
1986	1,117	18(1.6)
1987	1,206	19(1.6)
1988	1,138	7(0.6)
1989	1,025	9(0.9)
1990	1,094	8(0.7)
1991	930	9(1.0)
1992	766	3(0.4)
1993	867	13(1.5)
1994	979	15(1.5)
1995	760	10(1.3)
1996	800	3(0.4)
1997	663	16(2.4)
1998	760	19(2.5)
1999	756	31(4.1)
合計	18,007	243(1.3)

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1983～2000の各本文より筆者か作成。

表 5　裁定別処理件数

年度	処理件数						不支給率
		支　給(A)	不支給(B)	保　留	取　下	連絡不能	(B)/(A＋B)
1973	230	193	27	5	5		12.3
1974	526	355	89	3	82		20.0
1975	825	507	150	7	161		22.8
1976	783	447	72	6	258		13.9
1977	635	410	20	3	202		4.7
1978	522	325	16	1	180		4.7
1979	671	333	32	3	303		8.8
1980	866	416	20	4	426		4.6
1981	956	426	2	3	525		0.5
1982	1,194	541	6	0	647		1.1
1983	1,253	632	4	0	617		0.6
1984	1,142	636	3	4	499		0.5
1985	1,385	736	11	18	463	157	1.5
1986	1,269	842	15	20	292	100	1.8
1987	1,241	847	36	46	228	84	4.1
1988	1,204	819	45	34	240	66	5.2
1989	970	662	32	22	193	61	4.6
1990	1,188	803	20	23	243	99	2.4
1991	942	695	17	12	166	52	2.4
1992	839	658	14	19	108	40	2.1
1993	774	568	9	11	130	56	1.6
1994	953	661	14	28	190	60	2.1
1995	810	573	25	9	142	61	4.2
1996	691	527	15	12	103	34	2.8
1997	803	595	18	10	127	53	2.9
1998	816	530	5	28	191	62	0.9
1999	783	433	4	54	248	44	0.9
合計	24,271	15,170	721	385	-	-	4.5

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1974～2000 の各本文より筆者が作成。

ら申請を取下げる例も少なくない。[84] このなかには、違法行為やギャングの抗争のような事件に関与していたと思われるような場合もあるといわれる。[85]

不支給裁定の理由については、被害者の性格、行動、生活様式が被害発生の寄与要因であると認定された例が多い（**表6**）。さらに、過去には、捜査の間、警察に協力的でなかったとして不支給となっている場合があり、これなども被害者の違法行為や犯罪組織との関わりなどが原因であると思われる。

犯罪被害補償金の支給件数と支給額を示したのが**表7**である。[86] 申請件数や処理件数同様、支給件数についても以前ほどの件数はないものの、毎年のように行われる給付額の改定によって、支給額の合計は増加傾向にある。さらに、近年の支給実績を、給付金の種類別に示したものが**表8**である。香港では、給付額の改定が頻繁に行われているため、九九年度まで過去五年の平均支給額を、新規支給、調整支給併せて計算すると、一件当たり約一万五、〇〇〇香港ドル（約二三万円）となる。日本に比べ、一件当たりの支給額が低くなっているのは、給付限度額が低いこともあるが、傷害給付金の制度があり、低額の給付が認められることも当然に関係している。因みに、九八年度の最高支給額は、傷害の被害者に支給された一七万一、五七〇香港ドル（約二五七万円）で、給付金の内訳は、傷害給付金四万四、五七〇香港ドル、一時扶養給付金四万六、三五〇香港ドル、障害給付金八万六五〇香港ドルとなっている。これに対し、最低支給額は四一〇香港ドル（約六、〇〇〇円）であった。[87]

また、被害別の支給状況では、件数こそ少ないものの、強姦など性犯罪被害者に対しても実際に支給がなされているのは注目に値しよう。さらに、性犯罪被害者に対しては給付金が増額される場合があり、事務局の資料によると、一〇〇％の増額を認められている場合が多く、九三年度から九七年度までの支給最低額は約二、五〇〇香港ドル（約四万円）（傷害給付金のみ。増額なし）、最高額は約八万六、〇〇〇香港ドル（約一三〇万円）（傷害および障害給付金。一〇〇％増額）となっている（**表10**）。

表 6　理由別不支給裁定件数

年度	被害者*1	対象外*2	不協力*3	事実不確定*4	他の給付等*5	その他	計
1990	20	-	-	-	-	-	20
1991	14	2	1	-	-	-	17
1992	9	4	-	-	1	-	14
1993	7	2	-	-	-	-	9
1994	5	3	3	3	-	-	14
1995	15		8	2	-	-	25
1996	13	1	-	-	1	-	15
1997	16	2	-	-	-	-	18
1998	3	-	-	-	1	1	5
1999	1	1	-	-	-	2	4

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1991～2000 の各本文より筆者が作成。

注：*1「被害者」とは、被害者の行動、性質、生活様式なとが被害発生の寄与要因であった場合を言う。
*2「対象外」とは、事件が補償制度の対象外てあった場合を言う。
*3「不協力」とは、被害者が警察の捜査に協力しなかった場合を言う。
*4「事実不確定」とは、被害の発生につき被害者から提出された情報に疑義かある場合などを言う。
*5「他の給付等」とは、本件申請に係る被害について他の給付又は損害賠償の支給を受けた場合を言う。

表 8　犯罪被害補償金の給付金別支給額

（単位：千香港ドル）

年 度	葬祭給付金	死亡給付金	障害給付金	傷害給付金	一時扶養給付金	合　計
1993	196	1,846	1,170	4,474	2,050	9,737
1994	179	1,256	1,178	5,561	2,835	11,009
1995	170	1,424	1,317	5,668	3,126	11,704
1996	360	1,980	1,178	5,401	2,474	11,394
1997	329	2,056	1,345	7,031	3,520	14,282
1998	-	-	-	-	-	-
1999	279	1,482	1,095	6,429	2,656	11,941

資料：1997年度まてはCriminal and Law Enforcement Injuries Compensation Board 事務局の資料に基き筆者が作成。
1999年度は、Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 2000に基づく。

表7　補償金の支給状況

年度	犯罪被害補償金								法執行被害補償金		
	新規支給						調整支給	支給額	新規支給	調整支給	支給額
		殺　人	強盗・窃盗	暴行・傷害	強姦等*1	放火等*2					
1973	191	*	*	*	*	*	59	629	2	-	8
1974	362	*	*	*	*	*	112	1,090	-	-	-
1975	512	*	*	*	*	*	106	1,634	2	-	5
1976	474	*	*	*	*	*	88	1,469	1	-	24
1977	412	*	*	*	*	*	147	1,383	-	-	-
1978	325	*	*	*	*	*	136	920	-	-	-
1979	317	*	*	*	*	*	105	1,011	-	-	-
1980	408	*	*	*	*	*	106	1,493	2	-	17
1981	450	*	*	*	*	*	144	2,220	-	-	-
1982*3	536	*	*	*	*	*	156	2,586	1	-	40
1983	583	34	265	218	12	25	140	3,248	2	-	11
1984	653	53	251	304	13	32	161	4,175	3	5	71
1985	688	47	250	359	5	27	134	4,209	2	2	608
1986*4	932	46	270	543	11	62	204	5,501	1	3	519
1987	824	21	200	503	7	93	245	4,862	-	1	38
1988	886	54	194	547	17	74	304	5,699	1	-	3
1989	677	35	141	431	3	67	304	5,705	3	1	43
1990	798	55	225	453	5	60	223	6,643	3	4	133
1991	694	46	184	422	3	40	293	7,653	2	4	431
1992	684	32	185	410	2	55	368	8,904	2	5	80
1993	600	44	152	345	4	55	277	9,737	1	3	84
1994	707	40	151	492	3	21	296	11,009	-	3	1,189
1995	555	26	108	391	5	25	303	11,704	-	2	764
1996	568	49	88	399	6	26	215	11,394	-	1	23
1997	604	34	118	429	4	19	366	14,282	-	2	36
1998	557	36	93	385	3	40	440	16,794	-	-	-
1999	447	33	123	275	4	12	309	11,941	-	1	200
合計	15,444	-	-	-	-	-	5,741	129,158	28	36	4,126

（単位：件、支給額のみ千香港ドル）

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1974～2000 の各本文より筆者が作成。

注：*1 強姦等には、強制わいせつ（性的暴行）を含む。
*2 放火等には、落下物による被害、その他を含む。
*3 近年の統計には544件とあるが、当時の統計で確認した結果、536件か正しい。
*4 近年の統計には930件とあるが、当時の統計で確認した結果、932件か正しい。

表 9　増額裁定件数

年度	総数	殺　人*1	強　盗*2	強姦等	暴行・傷害	その他
1973	42	*	*	*	*	*
1974	83	*	*	*	*	*
1975	41	*	*	*	*	*
1976	42	*	*	*	*	*
1977	82	3	57	3	19	-
1978	29	2	22	3	2	-
1979	19	1	13	2	3	-
1980	28	1	25	-	2	-
1981	57	5	47	2	3	-
1982	29	4	20	1	3	1
1983	32	4	24	1	3	-
1984	19	1	17	-	1	-
1985	18	-	7	-	11	-
1986	12	-	5	-	7	-
1987	5	-	2	-	1	2
1988	9	1	7	-	1	-
1989	11	3	7	-	1	-
1990	13	3	2	-	7	1
1991	15	2	3	1	5	4
1992	27	2	11	1	8	5
1993	30	-	17	3	2	8
1994	24	-	7	1	8	8
1995	22	1	9	4	7	1
1996	7	-	4	2	1	-
1997	10	-	4	2	2	2
1998	6	-	3	-	3	-
1999	4	1	1	1	1	-

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1974～2000 の各本文より筆者が作成。

注：*1 強盗殺人を含む。

*2 強盗強姦を含む。

表10　強姦被害者に対する犯罪被害補償金の支給状況（単位：香港ドル）

年 度	事例番号	障害給付金	傷害給付金	一時扶養給付金	増額率	合 計
1993	事例(1)	7,638	10,429	-	20%	21,680
	事例(2)	1,528	5,632	4,063	80%	20,201
1994	事例(1)	839	4,990	-	100%	11,658
1995	事例(1)	-	2,534	-	100%	5,068
	事例(2)	-	6,756	-	100%	13,512
	事例(3)	38,880	4,257	-	100%	86,274
1996	事例(1)	-	14,580	-	50%	21,870
	事例(2)	10,080	4,536	-	100%	29,232
1997	事例(1)	-	2,520	-	0%	2,520
	事例(2)	-	3,528	-	100%	7,056

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Board 事務局の資料に基き筆者か作成。

表11　不服申立件数および処理状況

年 度	不服申立件数			処理状況	
	総 数	不服申立理由		認容	却下
		不支給	支給額		
1990	5	5	-	2	3
1991	5	3	2	3	2
1992	4	1	3	2	2
1993	6	5	1	4	2
1994	4	4	-	1	3
1995	5	3	2	4	1
1996	3	3	-	2	1
1997	9	6	3	6	3
1998	0	-	-	-	-
1999	4	1	3	2	2
計	45	31	14	26	19

資料：Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Boards, Annual Report by the Chairman 1991～2000 の各本文より筆者が作成。

一方、減額の裁定も少なくない。九〇年度から九九年度までの減額裁定は、それぞれ、一〇一件、七五件、六九件、五三件、七五件、五五件、七〇件、七〇件、六二件、四五件となっている。[88] また、労災補償給付との調整による減額裁定は、制度が改正された九七年度で四四件あり、計約二六万三、〇〇〇香港ドル分、九八年度で四七件、計約三六万六、〇〇〇香港ドル分、九九年度で三五件、約二八万四、〇〇〇香港ドルの減額がなされている。[89] また、加害者からの損害賠償を得た場合の減額についても、九七年度から九九年度でそれぞれ三二件約七万三、〇〇〇香港ドル分、二六件約四万六、〇〇〇ドル、九件約一万四、〇〇〇香港ドル分の減額裁定が行われている。[90] 犯罪被害補償金支給後に損害賠償や他の給付を得たため犯罪被害補償金が返還されたケースも、それぞれ、三件約八〇万香港ドル分、六件約一万六、〇〇〇香港ドル分、二件約三、〇〇〇香港ドル分ある。

最後に、各年度の不服申立件数を**表11**に示す。不支給裁定に対する不服申立が多いが、支給額に対する不服申立も僅かながら見られる。不服申立を理由有りとして認容するケースは六割弱となっている。

(13) *See, e.g.*, CLEIC Boards, 12th Annual Report 3 (1985).

(14) 犯罪被害者補償制度に犯罪被害者以外の者に対する補償を包摂する例として、韓国（犯罪被害者救助法第三条第一項）やフィリピン（不法拘禁及び暴力犯罪被害者補償請求委員会設置法第三条第a乃至c号）の制度がある。

(15) Emergency Relief Fund Ordinance, ch. 1103.

(16) CLEIC Boards, 27th Annual Report 2 (2000).

(17) CLEIC Boards, 2nd Annual Report 11 (1975).

(18) CLEIC Boards, 12th Annual Report 13 (1985).

(19) 但し、葬祭給付金は支給される。

(20) 一九九〇年一二月一日から適用された補償金給付額の基準表までは、そうした説明がなされている。CLEIC Boards, 18th Annual Report 21 (1991).

(21) 一香港ドル＝一五円として計算。以下、香港ドルから日本円の換算は、この為替レートによる。

(22) 一九七三年度には、犯罪被害補償金を支給された被害者が、被害の原因となった銃弾は警察官側が発砲したものだとして、法執行被害補償金への変更を求めて不服申立したケースがあるが、これも両者の支給額の差という事情による。*See* CLEIC Boards, 1st Annual Report 6-7 (1974). 法執行被害補償金の例として、一九九四年度には、警察官による犯人逮捕の際、跳弾によって障害を負った被害者に対し約一一七万香港ドル（約一、七五六万円）の給付金を支給した例がある。CLEIC Boards, 22nd Annual Report 11 (1995).

(23) Immigration Ordinance, ch. 115.

(24) 顔などに腐食性の酸をかけられた被害者に対する補償の事例が紹介されている。*See* CLEIC Boards, 11th Annual Report 14-15 (1984).

(25) もっとも、日本の犯給法改正により、障害給付金の等級が一四等級まで拡大されれば、「外貌に醜状を残すもの」も障害として認められることになると思われる（犯罪被害者等給付金支給法施行規則昭和五五年一二月一九日の別表第七級、第一二級、第一四級参照）。

(26) 性関連犯罪被害者の被害の程度や補償の評価にあたり、身体上の被害のみの事件に適用される同じ基準を適用するのは不適切であるとしている。*See* CLEIC Boards, 1st Annual Report 11 (1974).

(27) CLEIC Boards, 8th Annual Report 13 (1981).

(28) CLEIC Boards, 9th Annual Report 13 (1982). それによれば、まず、被害者に郵便による連絡を行い、続いて電話による連絡を行うという。女性のケース・ワーカーが担当する。

(29) CLEIC Boards, 10th Annual Report 11 (1983). 例えば、一九九八年度では、精神的障害の診断のため精神医学センターでの診断が行われたケースは八件であり、この年度については、八件全部が性犯罪以外の犯罪被害によるものであった。CLEIC Boards, 26th Annual Report 18 (1999).

(30) Traffic Accident Victims (Assistance Fund) Ordinance, ch. 229 に基く。

(31) 一九九七年度には、五、六五五件の支給裁定がなされ、約一億四、二〇〇万香港ドルの給付金が支給されている。Director of Social Welfare Incorporated, Traffic Accident Victims Assistance Fund Annual Report (1998).

(32) CLEIC Boards, 1st Annual Report 10 (1974).

(33) CLEIC Boards, 4th Annual Report 17-18 (1977).

(34) CLEIC Boards, 7th Annual Report 7 (1980).

(35) CLEIC Boards, 4th Annual Report 18 (1977)

(36) CLEIC Boards, 9th Annual Report 14 (1982).

(37) CLEIC Boards, 10th Annual Report 12 (1983).

(38) CLEIC Boards, 10th Annual Report 12 (1983), CLEIC Boards, 11th Annual Report 15 (1984).

(39) 香港の道路交通條例には、「不注意運転」(careless driving) の罪がある。Road Traffic Ordinance, ch.374, § 38.

(40) このほか、九五年度には、落石による被害に対し、略式犯罪條例の「建造物からの落下物」の罪 (Summary Offences Ordinance, ch.228, § 4B) に当たると認定し、不服申立委員会で支給の裁決をした例がある。CLEIC Boards, 23rd Annual Report 6 (1996).

(41) *See, e.g.*, CLEIC Boards, 4th Annual Report 7 (1977), CLEIC Boards, 7th Annual Report 12 (1980), CLEIC Boards, 8th Annual Report 11 (1981).

(42) CLEIC Boards, 8th Annual Report 1, 13 (1981).

(43) CLEIC Boards, 1st Annual Report 10 (1974).

(44) CLEIC Boards, 2nd Annual Report 4 (1975).

(45) CLEIC Boards, 3rd Annual Report 17 (1976).

(46) Social Welfare Department, Information Leaflet on Emergency Relief Fund (1999).

(47) なお、被害者の死亡当時胎児であった子は、その子が出生し、補償金の最終的な支給の時点で生存していれば、被扶養者として扱われる。CLEIC Boards, 3nd Annual Report 17 (1976).

(48) CLEIC Boards, 24th Annual Report 19 (1997).

(49) CLEIC Boards, 23rd Annual Report 13 (1996).

(50) 拙稿（一九九九）・前掲注（10）において、「傷害給付金は、七日以上の傷害であることを要する」（七七頁）と

記述したが、これは誤りで、「傷害給付金についても三日以上の所得または所得能力の喪失が要件である」が正しい。謝して訂正したい。

(51) 一九九一年四月、傷害給付金と一時扶養給付金の限度額が三カ月分から六カ月分に引き上げられた。CLEIC Boards, 18th Annual Report 14 (1991).

(52) 提案では死別給付金（Bereavement Grant）の名称が用いられていた。CLEIC Boards, 12nd Annual Report 16 (1985).

(53) CLEIC Boards, 14th Annual Report 13 (1986).

(54) CLEIC Boards, 18th Annual Report 14 (1991). 因みに、(a)(i)と(iii)も一九七四年一〇月の改正で追加されたものである。CLEIC Boards, 2nd Annual Report 8-9 (1975).

(55) CLEIC Boards, 22th Annual Report 8, 13 (1994).

(56) CLEIC Boards, 18th Annual Report 14 (1991).

(57) CLEIC Boards, 12th Annual Report 16 (1985).

(58) 具体的な基準については、CLEIC Boards, 2nd Annual Report 12 (1975) に説明がある。

(59) CLEIC Boards, 2nd Annual Report 5 (1975). また、不服申立の結果、支給が認められた例として、CLEIC Boards, 3rd Annual Report 13-14 (1976).

(60) CLEIC Boards, 7th Annual Report 7 (1980). これに対し、被害者の容認せらざる生活態度と三合会構成員との関係を理由として九〇%の減額された例がある。*See* CLEIC Boards, 8th Annual Report 12 (1981).

(61) CLEIC Boards, 23rd Annual Report 6 (1996). 減額支給としたのは、申立人が警察の捜査に協力しなかったため、犯人検挙に至らなかったと認定されたためである。

(62) 事件については、CLEIC Boards, 10th Annual Report 10 (1983) を参照のこと。

(63) Employees' Compensation Ordinance, ch. 282.

(64) 五〇%ルールとは、労働者災害補償の要件を一応具備しているような場合、申請者が労災補償の申請をしていると否とにかかわらず、まず、犯罪被害補償金評価額の五〇%を支給する。全額支給しない理由は、全額支給してしま

うと被害者が労災補償を申請する興味を失ってしまう恐れがあるためである。その後、労災補償の申請が行われ、支給された労災補償給付が犯罪被害補償金評価額の五〇％以上の場合、残りの給付は行われない。五〇％未満の場合、労災補償給付と五〇％との差額に相当する犯罪被害補償金が支給される。労災補償給付が認められなかった場合には、残りの五〇％が支給される。また、労災補償の申請を行わなかったときは、残りの給付は認められない。即ち、できるだけ被害者に労災補償の申請を促し、労災補償給付との二重支給も認め、最終的に、少なくとも犯罪被害補償金評価額より低い額しか支給されないようなことがないようにするというのが五〇％ルールの趣旨である。例えば、犯罪被害補償金評価額が一万ドルの場合、まず五千ドルを仮に支給し、その後、労災補償給付が三千ドルであった場合は、さらに犯罪被害補償金として二千ドルを支給し（両者の合計は一万ドル）、もし労災補償給付が七千ドルであれば、残りの給付は行われない（両者の合計は一万二千ドル）。*See, e.g.*, CLEIC Boards, 15th Annual Report 14 (1988).

(65) CLEIC Boards, 24th Annual Report 19 (1997).

(66) Criminal Procedure Ordinance, ch. 221, § 73. 香港の損害賠償命令制度については、拙稿（二〇〇〇）・前掲注（8）三七三頁参照。

(67) CLEIC Boards, 27th Annual Report 5 (2000). 委員の数は、制度発足以来、多少の増減が見られる。施行当時は、委員長を除くと、三七名であったが（CLEIC Boards, 1st Annual Report 1 (1974)）、四二名体制であった時期もある（CLEIC Boards, 4th Annual Report 1 (1977).）。

(68) 報道などから得た情報を基に被害者や遺族に制度のパンフレットや申請書を送付しているという。CLEIC Boards, 1st Annual Report 7 (1974).

(69) CLEIC Boards, 8th Annual Report 13 (1981).

(70) CLEIC Boards,20th Annual Report 16 (1993).

(71) CLEIC Boards, 27th Annual Report 7 (2000).

(72) CLEIC Boards, 23rd Annual Report 5 (1996), 24th Annual Report 6 (1997), 25th Annual Report 7 (1998), 26th Annual Report 9 (1999), 27th Annual Report 7 (2000).

(73) CLEIC Boards, 24th Annual Report 20-21 (1997).

(74) CLEIC Boards, 5th Annual Report 14 (1978).
(75) CLEIC Boards, 27th Annual Report 17-18, 39 (2000).
(76) Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation Scheme: The Administrative Document, Appendix B. 不服申立規則は、一九七三年一二月一七日に採用され、以後、数次の改正が行われている。CLEIC Boards, 1st Annual Report 7, 11-12 (1974).
(77) CLEIC Boards, 24th Annual Report 20-21 (1997).
(78) CLEIC Boards, 26th Annual Report 12 (1999).
(79) ここで用いられている認知件数の数値は、社会福祉部の統計によるもので、厳密には、警察統計の数値と異なっている。
(80) 犯罪被害補償の対象に窃盗が入っている理由を社会福祉部の事務局に照会したところ、ひったくり（snatch）のようなケースが含まれているとのことであった。
(81) 香港警察『香港警察年報九八』（一九九九）八五頁。
(82) *E.g.*, CLEIC Boards, 27th Annual Report 31 (2000).
(83) 申請と委員会の裁定には時間的ズレがあるため、表1の申請件数とは一致しない。
(84) *See, e.g.*, CLEIC Boards, 16th Annual Report 10 (1989), CLEIC Boards, 17th Annual Report 11 (1990), CLEIC Boards, 18th Annual Report 10 (1991). 特に、九九年度には取下件数の約半数に当たる一三七件が調査されたくないという理由で申請を取り下げている。
(85) CLEIC Boards, 10th Annual Report 7 (1983), CLEIC Boards, 11th Annual Report 10 (1984).
(86) この統計は、各年度に実際に給付金が支給された件数であるため、支給裁定件数とは一致しない。
(87) 九九年度の最高支給額は、これより更に高額の約二七万六、〇〇〇香港ドルとなっているが、これは警察と犯罪者との銃撃戦の被害者に対する給付である。CLEIC Boards, 27th Annual Report 16 (2000).
(88) *E.g.*, CLEIC Boards, 27th Annual Report 14 (2000).
(89) CLEIC Boards, 25th Annual Report 18 (1998), CLEIC Boards, 26th Annual Report 19 (1999), CLEIC

BOARDS, 27TH ANNUAL REPORT 17 (2000).

(90) *Ibid.*